

令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る係数

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)に基づく、令和8年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る次の係数は、下表のとおりである。

係 数	一般(医療分) 納付金	後期高齢者 支援金等 納付金	介護納付金 納付金	子ども・子育て 支援納付金
医療費指数反映係数	0.8			
所得係数	0.8279878143664	0.8270531213711	0.8016133491365	0.8279878143664
被保険者均等割指数	0.7	0.7	0.7	0.7
基礎額調整係数	0.8980276407348	0.999999986573	0.999999960737	0.999999852687

【参 考】

医療費指数反映係数	各市町村の医療費水準を反映する程度を定める係数 (1の場合、医療費水準を全て反映)
所得係数	所得割の配分割合を定める係数 (全国平均と比較した各都道府県の所得水準指数)
被保険者均等割指数	被保険者均等割の配分割合を定める係数
基礎額調整係数	事業費納付金を市町村毎に所得水準等で按分した結果生じる端数を調整するための係数